

特例上場株式等（タンス株券）の特定口座への受入れに係る確認書類

1. 取得に要した金額及び取得の日が確認できる書類（注1、2、5）

（租特法施行規則平成17年附則5条）

確認書類の種類
取引報告書
取引残高報告書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
月次残高報告書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
受渡計算書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
その他取引報告書等に相当する書類（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）（注3）
顧客勘定元帳等の写し（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
発行会社又は名義書換代理人等が作成した払込みに関する取得証明書（払込金額、払込年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
証券会社等が作成した取得に要した金額及び取得年月日を証する書類（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
相対取引等で取得したタンス株の売買契約書の写し（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
タンス株の取得者がその取得の際に取得に要した金額、取得年月日等を記載した帳簿（日記帳等）その他これに類する書類又はその写し（注4）で、取得者がその者の住所・氏名を記載し押印をしたもの

2. 取得の日が確認できる書類（注1、5）

（租特法施行規則平成17年附則5条）

株券（平成17年3月31日までに取得者への名義書換がされているものに限る。）の写し
保護預り有価証券明細簿（平成17年3月31日までに預りがあったものに限る）の写し（公募外国株式投資信託の受益証券の場合に限る）
EB債の償還により取得したタンス株の取得の日を証するもの（EB債の償還に関する事務の取扱をした証券会社が作成した書類で、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
発行会社又は名義書換代理人等が作成した取得の日を証明する書類（払込みまたは名義書換の年月日（平成17年3月31日までに取得者への名義書換がされているものに限る。）銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるもの）

- (注1) 取得者とは、特例上場株式等保管委託依頼書を提出する者が確認書類における取得者とされている場合を含むものとする。
- (注2) 保管の委託をしようとする特例上場株式等(タンス株)が、会社合併、会社分割及び株式交換・移転の事由により取得したものであるときは、当該取得の起因となった株式に係る確認書類が含まれるものとする。
- (注3) その他取引報告書等に相当する書類とは、例えば、証券会社が作成した照合通知書、個別株オプション取引に係る権利行使・権利割当に係る上場株式等の取得に関する報告書、従業員持ち株会から発行された退会(引出)精算書、保険会社の株式会社化に伴い新株主に対して交付される新株式に係る通知書等(いずれの書類も取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。)である。
- (注4) 帳簿その他これに類する書類又は写しに記載されている事項には、少なくとも、取得に要した金額(取得単価でも可。)取得年月日、銘柄及び取得株数の事項が必要となる。また、その書類の提出の際に、タンス株の受入をする証券会社が、当該書類の提示を受けて当該書類の写しであることを確認する必要がある。
- (注5) 上記1.及び2.の確認書類に記載されている取得者の氏名は、原則、タンス株の受入れ申込み者本人に限られるが、相続、贈与又は遺贈によりタンス株を取得したことにより、確認書類に記載された取得者の氏名と申込み者の氏名が異なる場合は、遺産分割協議書、贈与契約書、遺贈に係る遺言書等又はその写しを当該確認書類に添付することにより、確認書類として受入れることができる。
- (注6) 特例上場株式等の特定口座への受入れに係る確認書類で写しが認められるのは、「顧客勘定元帳」、「売買契約書」、「株券」及び「タンス株の取得者がその取得の際に取得に要した金額、取得年月日等を記載した帳簿(日記帳等)その他これに類する書類」であり、これら以外は原本のみ認められる。